

笠岡市議会基本条例総括評価票

A：完了（適切に処理している） B：おおむねできている
C：今後も研究又は見直し検討が必要 D：未完了（根本的見直しが必要）

条文	評価内容(特別委員会委員<党派>)	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
		創政みらい	讃志会	改革21	公明党	笠栄会	むすびの会
(目的) 第1条 この条例は、住民自治の実現に向けて、議会及び議員が担う役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会を活性化し、市民の信託に応えられる議会運営の実現を図るとともに、地方自治の本旨に基づき公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	○創政みらい 目的を述べている条文、特に問題ない。 ○讃志会 目的を述べている条文であり、特に問題ない。 ○改革21 目的を定めたもので、改正の必要なし。 ○公明党 目的を述べている条文であり、特に問題ない。 ○笠栄会 問題なし。 ○むすびの会 目的を述べている条文。改正の必要はない。	A	A	A	A	A	A
(基本理念) 第2条 議会は、市政における意思決定機関として、市民の意思を的確に市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、住民自治の確立及び自立した地方政府の実現を目指す。	○創政みらい 基本的な理念を述べているもので、特に問題ない。 ○讃志会 基本的な理念を述べている条文であり、特に問題ない。 ○改革21 理念を定めたもので、改正の必要なし。 ○公明党 基本的な理念を述べている条文であり、特に問題ない。 ○笠栄会 問題なし。 ○むすびの会 基本的な理念を述べたものであり、問題はない。	A	A	A	A	A	A
(基本方針) 第3条 議会は、前条に定める基本理念に基づき、地方分権の進展に的確に対応するため、議会の活性化を推進する。	○創政みらい 基本的な方針を述べている条文であり、特に問題ない。 ○讃志会 基本的な方針を述べている条文であり、特に問題ない。 ○改革21 基本方針を定めたもので、改正の必要なし。 ○公明党 基本的な方針を述べている条文であり、特に問題ない。 ○笠栄会 問題なし。 ○むすびの会 基本的な方針を述べている条文であり、条文には特に問題はない。具体的取組等については後の条文で触れる。	A	A	A	A	A	B
(最高規範性) 第4条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例、規則等は、この条例と整合を図るものとする。	○創政みらい 最高基本性を述べている条文であり、特に問題ない。 ○讃志会 最高規範性を述べている条文であり、特に問題ない。 ○改革21 他の条例の再点検を行うこと。 ○公明党 最高規範性を述べている条文であり、特に問題ない。 ○笠栄会 問題ないが、最高規範として位置付けているが、文面の解釈など改めて共通認識をした方がよいのではないかと。 ○むすびの会 最高規範性を述べている条文であり、問題はない。	A	A	A	A	A	A
(議会の活動原則) 第5条 議会は、市民を代表する議決機関であることを自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関(以下「市長等」という。)の市政の運営を監視及び評価するものとする。 2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員相互の自由な討議を尊重し、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提言すること等により、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。 3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動に市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決及び運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。 4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、笠岡市議会会議規則(昭和33年笠岡市議会規則第1号)、笠岡市議会委員会条例(昭和33年笠岡市条例第10号)等について絶えず見直しを行うものとする。	○創政みらい 議会の活動原則について述べている条文で、特に問題ない。メディア活用・市民懇談会等の議会活動を見直し改善している。議会報告会がコロナ禍で実施できなかったことは残念。 ○讃志会 議会の活動原則を述べている条文であり、条文には問題ない。常任委員会の放映など開かれた議会への取組が進んできた。 ○改革21 1項 ほぼ達成している。 2項 議員相互の自由な討議については、イメージを確立する必要あり。市民と一緒にまちづくりの活動、という点について、協議会との関連についてどうなのかを議論する必要あり。 3項 情報公開については、本会議の録画放送から、本会議、委員会、分科会の中継、録画放送までできるようになり、相当前進した。来年度には、議会資料の提供を計画している。 4項 委員会条例を見直す状況に至ってはしていないが、再確認の必要あり。 ○公明党 議会の活動原則について述べている条文であるから問題なし。必要な政策の自らの立案に向けて、より活発な動きをすべきと考える。 ○笠栄会 問題なし。この間はコロナ禍ということもあり、活動に制限があった。市民の声をしっかりと聴き、かつ姿勢に対し市民が参画しやすい状況を改めて構築すべきと感じる。 ○むすびの会 議会の活動原則について述べている条文であり、問題はない。具体的取組項目等については後の条文で触れている。	B	B	B	B	A	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

A：完了（適切に処理している） B：おおむねできている
C：今後も研究又は見直し検討が必要 D：未完了（根本的見直しが必要）

条文	評価内容(特別委員会委員<会派>)	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
		創政みらい	讃志会	改革21	公明党	笠栄会	むすびの会
<p>(議員の活動原則) 第6条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重し、かつ、保障しなければならない。 2 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、議案の審議又は審査を行うほか、政策立案及び政策提言を行うよう努めなければならない。 3 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。 4 議員は、自ら議会活動について、市民に対する説明責任を果たすものとする。</p>	<p>○創政みらい 議員の活動原則を述べている条文であり、条文には特に問題なし。会派内や個別議員での討議は実施されている。今後も政策提言等、市の活力につなげ向上させる。 ○讃志会 議員の活動原則を述べている条文であり、特に問題ない。具体的取組項目等については、後の条文で触れているが、コロナ禍で実施できていない面もある。制約がある中での基本的な活動の趣旨を再考する機会だ。 ○改革21 問題なし。 ○公明党 議員の活動の原則を述べている条文であり、条文には特に問題なし。議会としての取組は乏しかった。 ○笠栄会 問題なし。議員相互の活発な意見交換を大切に建設的な議論の場を作っていきたい。 ○むすびの会 議員の活動原則を述べている条文であり、特に問題はない。具体的な取組などについては後の条文で述べている。</p>	B	C	A	B	B	B
<p>(議決の責任) 第7条 議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識するとともに、その結果について市民に説明する責任を有する。</p>	<p>○創政みらい 議決の責任について述べている条文であり、問題なし。議会、委員会を各放送で中継することで議決内容を市民の方と共有することができている。公表への工夫を今後も充実化を検討。見れない、見ない方への説明について、今後ともどう改善するべきかの検討は必要。 ○讃志会 市議会だよりで議員個人の活動内容は情報発信できているが、会派としての意見を発信する必要がある。 ○改革21 委員会、分科会の放送ができるようになったことで、前進した。議会だよりでも、暗しく説明している。今後は、SNSをどう活用するかである。 ○公明党 議決責任は今までにない認識に立って議論できたように思う。結果、市民に対する説明責任に関しては不足。 ○笠栄会 意思決定機関として責任を持った判断はしていると感じるが、市民への説明責任については工夫が必要と感じる。 ○むすびの会 議決結果について説明責任を果たすべく、議会だよりで工夫をしているが、未だ市民に正しく情報が伝わっていないことがある。議会としてさらなる工夫が必要である。委員会放送も始まったが、放送中に誰でもネットから即時にアクセスできるようにする必要がある。</p>	C	C	B	B	B	C
<p>(会派) 第8条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、議会が政策立案、政策決定、政策提言等を行うおとすときは、必要に応じて合意形成に努めるものとする。</p>	<p>○創政みらい 会派内としては、議論の努力はしており前進中。合意形成は、議題、政策立案、提言等についても議論に努めている。 ○讃志会 会派として会員増となったが、合意形成に向けては意見集約に時間をかけるべきだ。条文としては問題ない。 ○改革21 近年は、会派内だけでなく、会派間の話し合いも活発になっている。 ○公明党 会派が合意形成の場となっているように思えないケースが多々見受けられた。 ○笠栄会 条文に基づき会派性を敷いているものであり問題はない。 ○むすびの会 会派は結成することができるものであり、結成しなくてはならないものではない。市民は一人一人の議員に投票したのであり会派に投票したわけではないので、一人会派の議員に机と椅子がないのはおかしいとの声を市民からいただいている。</p>	B	C	A	C	A	C
<p>(全員協議会) 第9条 議会は、市政及び議会に係る諸事項について自由に協議するため、全員協議会を設置する。</p>	<p>○創政みらい 全員協議会について述べている条文は、問題なし。全員協議会として活用はされている。(どこまで行けば有効活用とみるのか、会派ごと議員ごとの感じで違う。) ○讃志会 必要な項目、課題について、適宜全員協議会を開催している。 ○改革21 近年は、適切に活用されている。 ○公明党 全員協議会で協議する内容のすみ分けを明確にすべき。 ○笠栄会 議員間での協議の場として必要な場ではあるが、建設的なやり取りの場としては研究が必要であると感じる。 ○むすびの会 議員間の自由討議の場となるため、さらなる検討が必要。</p>	C	B	A	B	B	C

笠岡市議会基本条例総括評価票

A：完了（適切に処理している） B：おおむねできている
C：今後も研究又は見直し検討が必要 D：未完了（根本的見直しが必要）

条文	評価内容(特別委員会委員<党派>)	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
		創政みらい	讃志会	改革21	公明党	笠栄会	むすびの会
<p>(議長及び副議長)</p> <p>第10条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。</p> <p>2 副議長は、議長に事故あるとき又は議長が欠けたとき、議長の職務を行うとともに、議長を補佐する。</p> <p>3 議長及び副議長の選出に当たっては、選出されようとする者に所信を表明する機会を保障することにより、市民に対して透明性を確保しなければならない。</p> <p>4 議長及び副議長の選出方法については、別に定める。</p>	<p>○創政みらい 議長、副議長について述べている条文で、問題なし。</p> <p>○讃志会 所信表明の機会等で議会運営に対する姿勢はわかりやすくなっているが、政治的な立場を超えて、さらに議会運営について俯瞰的な立場をとっていただきたい。</p> <p>○改革21 条文どおり機能している。</p> <p>○公明党 問題なし。</p> <p>○笠栄会 特になし。</p> <p>○むすびの会 条文としては特に問題ない。</p>	A	C	A	A	A	B
<p>(市民参加の促進)</p> <p>第11条 議会は、市民の要望を的確に把握し、市政に反映させるものとする。</p> <p>2 議会は、市民が市政に参画できる機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条及び第115条の2に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の活性化を図らなければならない。</p> <p>4 議会は、請願及び陳情を市民の政策提案として位置付けるとともに、その審議においては、提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>5 議会は、市民が傍聴しやすい日時に本会議を開くなど、市民が議会活動に参画できる機会の確保に努めるものとする。</p>	<p>○創政みらい 市民参加の促進について述べている条文について、問題なし。(興味がないものに誰も参加をしない。)学生等への取組を考え、選挙を身近に考える対策が必要では。傍聴という認識を考え直す観点から、今あるメディアの活用やタイムリーな動画配信をホームページに掲載する。</p> <p>○讃志会 条文には問題ない。市民参加は特定な個人に偏ることなく、公平な立場で意見を集約できるデジタルツールなどを活用し、さらなる意見集約に努めるべきだ。</p> <p>○改革21 2項 市民参加の機会をどのように作るか明確にする必要あり。本会議、委員会に参加するには、議会主催の政策立案の場に市民が参加するには、市民による施策への意見発表の場は、等をパターンごとに可能性を考えることが必要。</p> <p>○公明党 一層の市民が参画しやすい制度の見直しも含めて検討を重ねてもよいと考える。</p> <p>○笠栄会 条文については問題はない。コロナ禍であり市民参加という観点からは工夫が必要であったと感じる。また、生放送を導入したことは大きな進化と言え、緊張感のある議会が運営されている。</p> <p>○むすびの会 夜間議会を開催する、インターネットアンケートを行うなど、市民が市政に参画できる機会の確保や充実については検討が必要。本会議、委員会などで行われている中継は、インターネットで簡易に観ることができないか検討が必要。傍聴に来られている方々や、中継を観ている方々が内容をより理解できるよう、執行部から提出されている資料をネットで公開できるか検討が必要。</p>	C	C	C	B	A	C
<p>(情報公開の推進)</p> <p>第12条 議会は、議会に関する情報の公開を推進しなければならない。</p> <p>2 議会は、保有する情報を議会広報紙、ホームページ、ケーブルテレビジョン等を利用し、積極的に公開するものとする。</p> <p>3 議会は、定例会のほか、すべての委員会及び全員協議会を原則公開とする。</p> <p>4 議案に対する議決の賛否は、議決責任の観点から、原則として公表する。</p>	<p>○創政みらい 生中継などの放送施策改善で、以前より確実に前進した。</p> <p>○讃志会 条文については問題ない。全員協議会も公開が始まった。</p> <p>○改革21 本会議、委員会、分科会のケーブルテレビでの放映ができるようになったことは、大変前進したといえる。議案の公開は、次年度予算要求予定である。これにより、インターネット環境があれば、議案を見ながら中継をみることができ、理解度は格段とよくなる。課題としては、ほかのSNSの活用をどのように行うかである。</p> <p>○公明党 以前よりは取組が進んだ。</p> <p>○笠栄会 問題なし。放送の導入など大きな進化が見られた。SNSについてはまだまだ研究が必要ではあるが、一定の効果があると思う。</p> <p>○むすびの会 ホームページにおいて必要な情報が探しやすくなるように検討が必要。政務活動費領収証のネット公開は検討課題。</p>	A	B	B	B	A	C
<p>(議会報告会)</p> <p>第13条 議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を定期的に行うものとする。</p> <p>2 議会報告会に関することは、別に定める。</p>	<p>○創政みらい 報告会と意見交換会とするべき。市民の意識が何にあるかの調査も必要であり、次回の報告会が良い事案になれば。</p> <p>○讃志会 コロナ禍で実施できていない面があるが、間断なく情報公開には努めたい。</p> <p>○改革21 コロナのため、2年間行えなかった。今年度は、懇談会形式で行うこととしたが、いろいろ形態を変えて行うのは評価できる。ただし、始めたころの24会場を、今回はコロナの関係で1会場(2週2回ずつ)にしているが、コロナ後は、当初の24会場に戻し、積極的に打って出ることが必要と思われる。</p> <p>○公明党 コロナ禍のため、実施できていない。</p> <p>○笠栄会 条文は問題ない。コロナ禍であり報告会も開催できなかった。</p> <p>○むすびの会 2020年度から今現在、新型コロナウイルス感染症の影響で議会報告会が開かれていない。将来的に新たな感染症が発生した時の対策としてもネットを利用した議会報告会の検討が必要。</p>	B	C	C	B	C	C

笠岡市議会基本条例総括評価票

A：完了（適切に処理している） B：おおむねできている
C：今後も研究又は見直し検討が必要 D：未完了（根本的見直しが必要）

条文	評価内容(特別委員会委員<党派>)	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
		創政みらい	讃志会	改革21	公明党	笠栄会	むすびの会
(議会と市長等との関係の基本原則等) 第14条 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。 2 議会は、会期中閉会中にかかわらず、市長等に対して文書質問を行うことができる。この場合において、市長等から文書により回答を求めるものとする。 3 議会は、議員が行う市長等への要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書を作成するよう市長等に対して求めるものとする。	○創政みらい 議会と市長等との関係の基本原則等を述べている条文について、問題ない。市長が二元代表制の内容を十分理解されていないのか軽視をされている部分があるのではないかと。 ○讃志会 議会と市長等との関係の基本原則となる理念を述べている条文であり、特に問題ないが、昨今の関係性について互いに誤解を招くようなこともあり、より透明性の高い情報発信が求められている。 ○改革21 議会は、基本を遵守しているが、市長がそれに応じていない点が多い。この点を、議会として理解させないと、空回りに終わる。 ○公明党 議会と市長等との完成の基本原則となる理念を述べている条文であり、特に問題ない。 ○笠栄会 条文としては問題なし。しかし、二元代表制としての機能を考えると必ずしも良好とは言い切れない状況であり、改善を求める。 ○むすびの会 条文として問題はない。	B	C	B	A	C	A
(一問一答による質疑応答及び反問権) 第15条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、原則として一問一答の方式で行うものとする。 2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議会の会議及び委員会において、議員の質問等に対し反問することができる。	○創政みらい 反問権については、活用がほとんどされていないので質問の向上となっていない。現状の答弁が本当に質問の回答となっているのか。 ○讃志会 一問一答による質疑応答については、平易な言葉で簡略に意見を述べる必要がある。 ○改革21 反問権の活用がまだできていない。議会から、やりやすくするよう説明が必要。 ○公明党 特になし。 ○笠栄会 直近の定例会の答弁は一問一答の観点からは大きく逸脱していると感じる。また、市長が質問に持論を追加答弁したり反問権ではないやり取りが多く見られた。 ○むすびの会 本会議における一般質問について、項目全体をまとめてではなく、最初から1点ずつの一問一答形式で行うことで、より議論が市民にわかりやすくなる(参考:総社市議会)	B	C	B	A	B	C
(政策等の監視及び評価) 第16条 議会は、市長から市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等(以下「重要な政策等」という。)を含む議案が提出されたときは、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。 (1) 重要な政策等を必要とする背景又は提案に至る経緯 (2) 他の政策案等との比較検討 (3) 笠岡市総合計画における根拠又は位置付け (4) 関係法令及び条例等 (5) 重要な政策等の実施に係る財源措置 (6) 将来にわたる効果及び費用 2 議会は、市長が予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付するに当たっては、予算又は決算の内容を明らかにするために必要な書類の作成を求めるものとする。	○創政みらい 政策等の監視及び評価について述べている条文については、問題ない。十分に明確なやり方が双方できたとは言えない事案がある。必要な資料が十分でないことがあり、説明も不足している。将来への効果を双方が実感するものにした。 ○讃志会 議案提出については、時間的な制約から不十分なこともある。将来にわたる効果、費用などより透明性を高める必要がある。条文としては問題ない。 ○改革21 だいぶ良くなってきているが、執行部側の徹底が不十分。 ○公明党 十分なやり取りが双方にできたとは思えない。 ○笠栄会 条文は問題なし。提出書類に対しての計画プロセスや費用対効果など不明なものも多々見受けられ、議会として執行部に6項目の徹底を依頼したい。 ○むすびの会 政策、計画、施策、事業などの根拠となる調査や根拠が十分でないことがある。	C	B	B	C	B	C
(議会が求める報告及び資料の要求) 第17条 議会は、市長等に対し、笠岡市総合計画を実現するための長期的で重要な計画の策定及び審議会等の開催状況の概要の報告を求めるものとする。 2 議会は、市長等に対し、必要に応じて審議会等の資料の提出を求めるものとする。	○創政みらい 議会から要求がなくても、執行部は必要と考えられる情報は議会に速やかに提出しなければならない。請求した情報、資料が出ないことを考えれば、農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明についての事実確認に関する調査特別委員会が提示した9つの再発防止策を遵守してもらい、統一した認識で対応を望む。 ○讃志会 経緯等の説明に時間を要したことがあった。 ○改革21 内容、ルールの設定が必要。 ○公明党 特になし。 ○笠栄会 条文は問題なし。資料請求に対して速やかな提出を求めたい。 ○むすびの会 資料請求について、執行部内において連絡が行き届いていないことがあった。	C	C	B	A	B	C

笠岡市議会基本条例総括評価票

A：完了（適切に処理している） B：おおむねできている
C：今後も研究又は見直し検討が必要 D：未完了（根本的見直しが必要）

条文	評価内容(特別委員会委員<党派>)	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
		創政みらい	讃志会	改革21	公明党	笠栄会	むすびの会
(議決事件の追加) 第18条 地方自治法第96条第2項に規定する議決事件の追加については、別に条例で定める。	○創政みらい 議決事件の追加について述べている条文について、問題ない。 ○讃志会 必要に応じて行う。 ○改革21 行われている。 ○公明党 特になし。 ○笠栄会 特になし。 ○むすびの会 必要に応じて行う。	A	B	A	A	A	B
(政治倫理) 第19条 議員は、市民の信頼及び信託に応えるため、高い倫理観を持たなければならない。 2 議員は、市民の代表としての自覚と良識を持ち、議員としての品位を保持しなければならない。 3 議員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、一部の市民及び企業のための利益を目的とした働きかけを行ってはならない。 4 議員の政治倫理については、別に条例で定める。	○創政みらい 政治倫理について述べている条文について、問題ない。 ○讃志会 条文に問題はない。倫理的な観念は個人に帰するものだが、議員としての立場はより高所(俯瞰的)であるべきだ。 ○改革21 基本条例とセットでできたものなので、各党派で年に1回は確認する必要がある。 ○公明党 政治倫理についての基本を述べている条文であり、特に問題ない。 ○笠栄会 特に問題はなし。定例会や委員会の生放送などが始まり、議員としてTPOを意識し、かつ、品位ある発言に気を付けていきたい。 ○むすびの会 政治倫理についての基本を述べている条文であり、特に問題ない。	A	B	B	A	A	B
(政務活動費) 第20条 議員は、政務活動費を有効に活用し、調査研究又は政策提言の充実に努めなければならない。 2 政務活動費の交付を受けた党派は、その用途については、すべて公開し、結果については、説明責任を果たさなければならない。 3 政務活動費の交付に関しては、別に条例で定める。	○創政みらい 情報公開を推進し透明性を確保するとともに、公開内容の充実にさらなる努力をしなければならない。 ○讃志会 政務活動費の運用指針が整備され、それに基づいて活動している。さらに有効に活用することに努め、調査研究、政策提言について充実に努めたい。 ○改革21 運用の必要な事項の見直しは、この評価とともに見直す。 ○公明党 特になし。 ○笠栄会 問題なし。 ○むすびの会 政務活動費は議員の活動実態を市民に公開するツールである。新しい時代に適応した情報公開の手法として、領収書をネット上で公開することで、議員活動をよりガラス張りにすることができる。ネット公開について検討が必要。同時に、議員がより活発に活動するため、政務活動費の増額も検討が必要。	B	B	B	A	A	C
(自由討議) 第21条 議員は、議会が議員による討論の場であることを踏まえ、議員相互の討議を積極的に行い、議論を尽くさなければならない。 2 議員は、自由討議を活用し、議案の提出を積極的に行うものとする。	○創政みらい 議員間での意見交換はできていないが、委員会、協議会での討議はできていると認識。今後とも真摯で積極的な議論としたい。 ○讃志会 自由討議ができる素地はあるが、雰囲気や流されるきらいもある。 ○改革21 議員間討議を、もっと活用することで、議論をもっと深める必要性を感じる。 ○公明党 特になし。 ○笠栄会 特になし。 ○むすびの会 委員会や全員協議会において、議員相互が積極的に自由討議できる議会となるための取組が必要である。	B	C	C	A	A	C

笠岡市議会基本条例総括評価票

A：完了（適切に処理している） B：おおむねできている
C：今後も研究又は見直し検討が必要 D：未完了（根本的見直しが必要）

条文	評価内容(特別委員会委員<党派>)	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
		創政みらい	讃志会	改革21	公明党	笠栄会	むすびの会
<p>(委員会の活動)</p> <p>第22条 委員会は、その専門性及び特性を生かして必要の都度開催し、あらゆる行政課題に迅速かつ柔軟に対応するものとする。</p> <p>2 委員長は、委員会の秩序を保持するとともに、自由討議を中心とした運営に努め、円滑かつ適正な審査を行うことができるよう努めなければならない。</p> <p>3 委員は、市民の意見等及び自らの調査に基づき、委員会の所管事務に関する提案を積極的に行うものとする。</p> <p>4 委員は、委員会での審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p>	<p>○創政みらい 委員会の活動について述べている条文について、問題ない。放送形式も変化したことにより、市民に対してわかりやすくなっている。事業内容を理解した上で、市民へもわかりやすい内容に心掛けて対応している。</p> <p>○讃志会 委員会そのものの情報は公開できたが、至った経緯については未整備のままで、さらなる努力を必要とする。</p> <p>○改革21 条文には問題ない。</p> <p>○公明党 特になし。</p> <p>○笠栄会 今後も委員会として様々な事案に対して取り組んでいくべきと考える。政策提言後、執行部側の進捗などを定期的にチェックできると良い。</p> <p>○むすびの会 市としての重要案件については、議会報告会、日々の活動における市民からのご意見、専門家(たとえ専門家とはいえ、1人では意見が偏るので、意見の違う数人の専門家)、各種団体からのご意見を参考に議論を深め、執行部が提出する議案を精査していく必要がある。議員同士の自由討議を土台に、市民生活に必要な提案を行っていく必要がある。</p>	B	C	A	A	A	C
<p>(政策討論会)</p> <p>第23条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。</p> <p>2 政策討論会に関することは、別に定める。</p>	<p>○創政みらい 政策討論会について述べている条文について、問題ない。各委員会から政策提言については実施しており、以前より前進している。</p> <p>○讃志会 政策提言は緒に就いたが、さらなる内容の充実を進めていくべき。討論会の開催までは時間を要する。</p> <p>○改革21 コロナの影響で、行えないため、議論に至っていないが、そろそろ内容を詰めていく時期になったと思える。</p> <p>○公明党 討論会実施の取り組みを積極的に行ってもよかったと思う。</p> <p>○笠栄会 今後も研鑽を積み政策討論を行えるよう議員の知識向上を図る必要がある。</p> <p>○むすびの会 十分できていない。</p>	B	C	D	B	C	C
<p>(調査機能の強化)</p> <p>第24条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。</p> <p>2 議会は、市政の課題に関する審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、議決により、識見を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。</p> <p>3 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、識見を有する者等に専門的事項に係る調査・報告を行わせることができる。</p>	<p>○創政みらい 調査機能の調査について述べている条文について、問題ない。今後、案件を精査しつつ不透明な事業分に対しては、事業内容・予算配分等について対応強化が必要である。</p> <p>○讃志会 特に問題なし。</p> <p>○改革21 今年度は、100条委員会ができた。現在は、必要に応じ、特別委員会を設置している。</p> <p>○公明党 今後活用を積極的に行うとともに、附属機関、調査機関の要件の議論を深めていく必要がある。</p> <p>○笠栄会 今回の特別委員会においても諮問を行うことがあったが、議会として調査機関を検討したほうが良い。</p> <p>○むすびの会 附属機関、調査機関の設置要件について議論が必要である。</p>	B	B	A	B	B	C
<p>(議員定数)</p> <p>第25条 議員定数は、議会が有する権能を十分発揮し、議会において活発な議論が行われるよう、定めなければならない。</p> <p>2 議員定数の見直しに当たっては、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならない。</p> <p>3 議員定数については、別に条例で定める。</p>	<p>○創政みらい 議員定数について述べている条文について、問題ない。多様な意見を反映する議会であるためには、定数は少なければいいということにはならないが、市民への理解は必要。</p> <p>○讃志会 結果的に現状のままで何ら問題なく、定数減に向けても異論はない。</p> <p>○改革21 今期20名にしたばかりなので、当分見直しの必要はない。定数を減らすことは、住民の意見を吸い上げにくくなる上、多様な意見が失われる。</p> <p>○公明党 議員定数については、市民の理解を得られていると考える。</p> <p>○笠栄会 人口動態や今後の状況を鑑み、必要であれば検討をしていく必要がある。条文は問題なし。</p> <p>○むすびの会 議員が多いほど、市民の声が議会に届く。少子高齢化により深刻さを増すこれからの社会に対応するため、一定数は確保されるべきである。</p>	B	B	A	A	A	B

笠岡市議会基本条例総括評価票

A：完了（適切に処理している） B：おおむねできている
C：今後も研究又は見直し検討が必要 D：未完了（根本的見直しが必要）

条文	評価内容(特別委員会委員<党派>)	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
		創政みらい	讃志会	改革21	公明党	笠栄会	むすびの会
<p>(議員報酬) 第26条 議員報酬の額を定めるに当たっては、笠岡市特別職報酬等審議会条例(昭和39年笠岡市条例第39号)に規定する笠岡市特別職報酬等審議会の意見を尊重しなければならない。 2 議員報酬の見直しに当たっては、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならない。 3 議員報酬については、別に条例で定める。</p>	<p>○創政みらい 条文については特に問題なし。今後も報酬のあり方、現状と課題による議員報酬について研修を行っていく。 ○讃志会 政務活動費を有効に活用し、調査研究、政策提言についてさらに充実させたい。 ○改革21 今期見直しの必要はない。今期、報酬を上げたことで、若い議員が出やすくなったのではないだろうか。事実そうだった。他市も、笠岡市を参考に上げたということもお聞きした。 ○公明党 条文については、特に問題なし。今後も報酬のあり方、現状と課題による議員報酬について研究が必要である。 ○笠栄会 問題なし。社会情勢や市の財政状況も加味しながら設定をしていくべきと考える。 ○むすびの会 議員報酬額については、未だ市民からの批判が絶えない。現在、報酬審の答申額に合わせていることについても、周知徹底されていない。複合的に社会状況が悪化し、市民生活が苦しいという声の日々届く状況の中、報酬審の答申額に今後も合わせていく必要性について検討が必要。ほかでも書いたが、議員報酬より、議員活動に直結する政務活動費の増額が必要。政務活動費であれば、用途は市民に対してすべて公開するので、議員活動に対する市民理解の一助となる。</p>	B	B	A	C	A	C
<p>(議員研修の充実) 第27条 議会及び議員の政策形成能力を高めるため、議員の研修及び調査研究活動の充実を図るものとする。</p>	<p>○創政みらい 議員研修の充実について述べている条文について、問題ない。議員の研修及び調査研究活動の充実は、さらに図るべき。 ○讃志会 先行事例の視察研修機会は必要。本市が率先して課題解決に向け取り組む姿勢も示せるよう努力したい。 ○改革21 もっと、笠岡市議会の弱いと思われる分野について、専門家をもっと招いて研修を行っても良いと考える。 ○公明党 専門的な研修の実施を行った。今後の運用については、協議検討を行う必要がある。また、視察等についても内容の検討を行っていく。 ○笠栄会 コロナ禍であり、これまでのような視察などが制限されていたが、同様の状況下ではあるが可能な範囲で市内外の事例を調査研究し、議会HPなどで報告書の発信もしていく。 ○むすびの会 市民生活における重要課題についての勉強会は必要に応じて行うべき。その勉強会をもとに、各議員が各自、さまざまに研鑽を積む必要がある。議員個人として取り組む活動がよりよい市民生活につながる流れを作ることが重要。</p>	B	B	B	B	B	C
<p>(議会事務局の体制整備) 第28条 議長は、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るものとする。</p>	<p>○創政みらい 議会事務局の体制整備について述べている条文について、問題ない。今度も充実強化に向けて取り組む。 ○讃志会 今後も充実強化に向けて取り組む。 ○改革21 条例は問題ないが、実態について検討する必要がある。 ○公明党 今後も充実強化に向けて取り組むものとする。 ○笠栄会 互いの連携・充実強化を望む。 ○むすびの会 予算の関係はあるだろうが、増員が必要。議会事務局長が議会や議員と対等な立場である必要がある。新人議員研修については、充実が必要。</p>	A	B	B	B	A	C
<p>(議会図書室の充実) 第29条 議会は、議員の調査研究活動を支援するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。</p>	<p>○創政みらい 議会図書室の充実について述べている条文について、問題ない。今後も適正化に努めていく。 ○讃志会 蔵書増に向け引き続き取り組んでいただきたい。 ○改革21 条例は問題なし。スペースのない点は使わなくなったロッカーをつぶし、本棚を増やせると思う。 ○公明党 今後も適正化に向けて図書、資料等の充実に努めていく。 ○笠栄会 書籍やDVD、オンデマンドなど充実を図ってはどうかと感じる。 ○むすびの会 議員が活用していない。場所が狭い。</p>	C	C	C	B	B	C

笠岡市議会基本条例総括評価票

A：完了（適切に処理している） B：おおむねできている
C：今後も研究又は見直し検討が必要 D：未完了（根本的見直しが必要）

条文	評価内容(特別委員会委員<会派>)	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
		創政みらい	讃志会	改革21	公明党	笠栄会	むすびの会
(予算の確保) 第30条 議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を行うため、予算の確保に努めるものとする。	○創政みらい 予算の確保について述べている条文について、問題ない。様々な経費が掛かるので、予算確保は必須である。 ○讃志会 今後も必要な経費や備品が発生した場合は予算の確保を行っていく。(公私の線引きは明確に) ○改革21 議会の機能に支障がないよう、予算確保をすること。ICT化を進める予算も視野に入れること。 ○公明党 今後も必要となる経費や備品等の予算確保を行っていく。 ○笠栄会 予算計画をしっかりと行い、予算確保に努めてほしい。問題なし。 ○むすびの会 業務を円滑に行っていくために、必要な経費や備品が発生した場合は予算の確保を行っていくこと。	B	B	B	B	A	B
(議員の責務) 第31条 議員は、この条例、議会に関する他の条例、規則等を遵守して、市民の信託に応えなければならない。 2 議員は、その任期開始後速やかに、この条例、議会に関する他の条例、規則等について研修を行うものとする。	○創政みらい 議員の責務について述べている条文について、問題ない。 ○讃志会 議員の責務を述べている条文であり、問題ないと思慮する。 ○改革21 年に1度は、確認が必要。 ○公明党 議員の責務を述べている条文であり、特に問題ない。今後も条例、規則等について研修を行っていく。 ○笠栄会 条文に問題なし。今後も条例、規則など研修を行っていく。 ○むすびの会 条文として特に問題はない。	A	B	B	A	A	B
(見直し手続) 第32条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかについて検証し、2年ごとに、この条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。	○創政みらい 見直し手続について述べている条文について、問題ない。2年ごとでの検証を実施するべき。 ○讃志会 条文については問題ない。見直しについては議長、副議長判断を含め、適宜進める。 ○改革21 現在のところ、条例に問題なし。基本条例は、進化型の条例なので、必要があればすぐに検討すること。 ○公明党 条文については、特に問題ない。2年ごとの検証を引き続き行うと同時に、今後目的達成のための進捗状況等の検証の仕組みを検討する必要がある。計画推進進捗状況報告書等の検討。 ○笠栄会 条文については、特に問題ない。2年ごとの検証を引き続き行うと同時に、今後目的達成のための進捗状況等の検証の仕組みを検討する必要がある。計画推進進捗状況報告書等の検討(前回と同様) ○むすびの会 条文として特に問題はない。2年ごとの評価をもとによりよい議会を形成すること。	B	B	A	A	A	A
(具体化の推進) 第33条 議会は、この条例の目的及び理念を具体化するため、議会改革に取り組み、推進しなければならない。 2 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。	○創政みらい 具体化の推進について述べている条文について、問題ない。具体的な活動、施策を推進しなければならない。 ○讃志会 条文については問題ない。議会改革は立場を超えて進める観点より公平性、透明性に留意しながら間断なく進めていきたい。 ○改革21 問題なし。 ○公明党 条文については、特に問題ない。今後は、議会改革の推進のため、第3項の規定となる具体的な取組計画を定めていく。議会改革推進計画書等による検討。 ○笠栄会 条文については、特に問題ない。今後は、議会改革の推進のため、第2項の規定となる具体的な取組計画を定めていく。議会改革推進計画書等による推進検討(前回と同様) ○むすびの会 条文としては問題ない。新しい時代にあった取組は必要。	B	C	A	A	A	C
附 則 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第20条第2項の規定は、平成24年5月1日から施行し、同日以後の期間に対応する政務活動費について適用する。	○創政みらい 附則について問題なし。 ○讃志会 条例施行及び適用は完了。 ○改革21 問題なし。 ○公明党 今後も市民への透明性の確保を図っていく必要がある。 ○笠栄会 特になし。 ○むすびの会 問題はない。	A	A	A	A	A	A